

# 認定講習受けていますか？

福祉有償運送の車両を運転する人は「二種免許所持者」か「認定講習修了者」でなければいけません。「一種免許所持」だけでは有償運送の運転はできず、道路運送法違反、道路交通法違反として処罰の対象となります。



**認定講習を受けて【安全・安心な送迎】を実践しましょう！**

福祉車両だけを運転する人は「福祉有償運送運転者講習（福祉講習）」

セダン等車両も運転する人は「福祉講習」 + 「セダン等運転者講習（セダン講習）」

- ※ 二種免許がある人は「福祉講習」の受講は不要です。
- ※ 介護資格がある人は「セダン講習」が免除されます。
- ※ 修了した人には「自家用自動車による有償運送の運転者の資格」が付与されます。
- ※ 資格は、日本国内で一生有効です。

お問い合わせは

**青森県移送サービスネットワーク**

サイト [www.stsdnet.com](http://www.stsdnet.com) メール [stsdnet@gmail.com](mailto:stsdnet@gmail.com)

